

徳島市

# 中心市街地 出店支援事業 補助金

徳島市役所 3階 経済政策課  
088-621-5225

★徳島駅前周辺地域の活性化を図ることを目的に事業者が中心商業地区の空き店舗へ新たに出店するための経費を一部補助します。



<補助率> 補助対象経費の3分の2以内

<補助限度額> **30万円**

- ① 小売業、飲食業、サービス業等の店舗（不特定多数の来客がない事務所やオフィスを除く）を空き店舗へ新たに出店するために行う事業であること  
(対象地区内の移転に伴う出店は要相談)
- ② 工事等の着手前に事業計画書等を添付のうえ申請し、令和6年2月末までに開店すること  
※申請の受付は令和6年1月末までです。
- ③ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当すること  
(出店により、該当者となる場合を含む)  
※徳島市外の事業者も対象となります。



徳島市企業立地促進条例施行規則に定める次の区域

## 【内町地区】

幸町（1丁目に限る）、寺島本町東、寺島本町西（1丁目に限る）、元町、藍場町（1丁目に限る）、一番町、八百屋町、通町（2丁目及び3丁目に限る）、中通町（2丁目及び3丁目に限る）、新内町（2丁目に限る）、南内町（2丁目及び3丁目に限る）、両国本町

## 【新町地区】

両国橋、富田町、籠屋町、紺屋町、東船場町、西船場町（1丁目及び2丁目に限る）、新町橋、東新町、西新町（1丁目及び2丁目に限る）、南新町、銀座、東大工町、西大工町（1丁目及び2丁目に限る）  
※ただし、土砂災害警戒区域は除く



必要書類を持参のうえ、直接、徳島市役所3階の経済政策課窓口へご提出ください。  
申請様式や補助金交付要綱など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

